

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

告示

○鳥獣捕獲等事業の認定…(環境局自然環境部計画課)…一

○都道の区域変更(三件)…(建設局道路管理部路政課)…一

告示 (内水漁管)

○東京都の区域におけるコイの放流、持ち出し等の制限…六

○令和二年度第五種共同漁業の増殖方法等…六

公告

○特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新…八

…(生活文化局都民生活部管理法人課)…八

○開発行為に関する工事完了…八

…(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…八

告示

●東京都告示第二百八十四号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第十八条の二に規定する鳥獣捕獲等事業の認定をしたので、同法第十八条の五第二項の規定に基づき、当該認定を受けた鳥獣捕獲等事業者(以

下「認定鳥獣捕獲等事業者」という。)について次のとおり告示する。

令和二年三月九日

東京都知事 小池 百合子

一 認定鳥獣捕獲等事業者の名称

株式会社W S a T

二 認定鳥獣捕獲等事業者の住所

墨田区江東橋三丁目三番七号

三 認定鳥獣捕獲等事業者の代表者の氏名

代表取締役 松田 宗法

●東京都告示第二百八十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年三月九日から起算して二週間

東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和二年三月九日

東京都知事 小池 百合子

一 路線名 上館日野

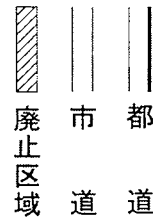
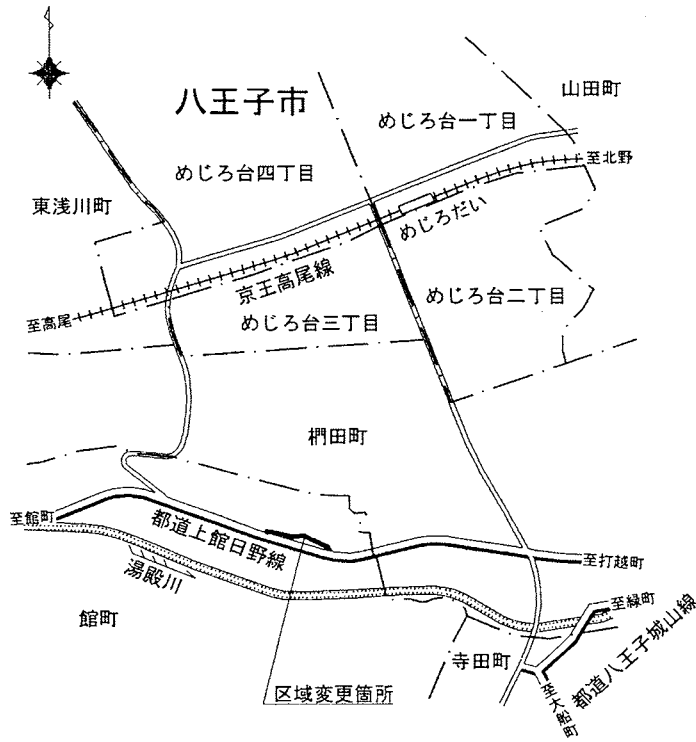
二 変更の区間 八王子市館町二百二十八番三地先から同所百四十三番一地先まで

三 変更の概要 別図表示のとおり

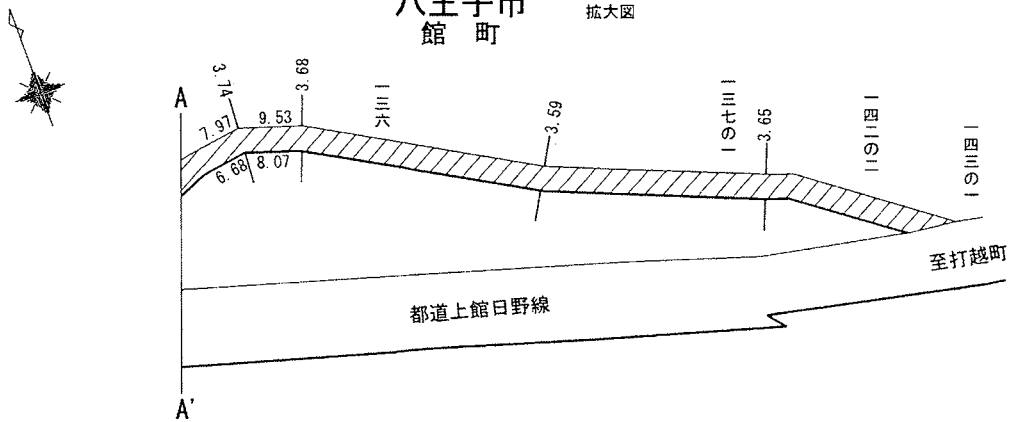
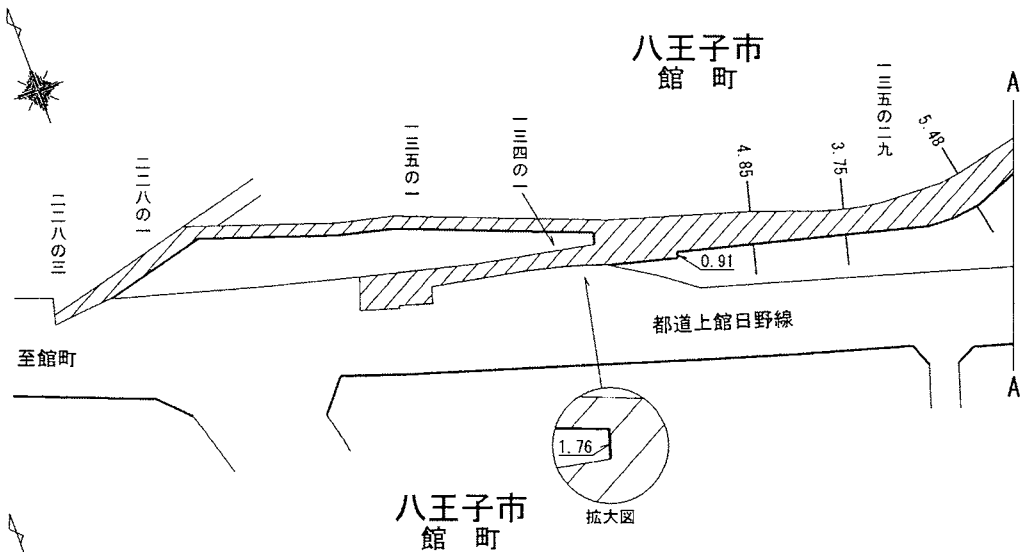
別図

都道上館日野線区域変更略図

八王子市館町地内



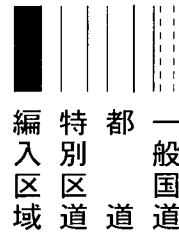
延長 二六二・一三メートル
面積 一、〇二九・五三平方メートル



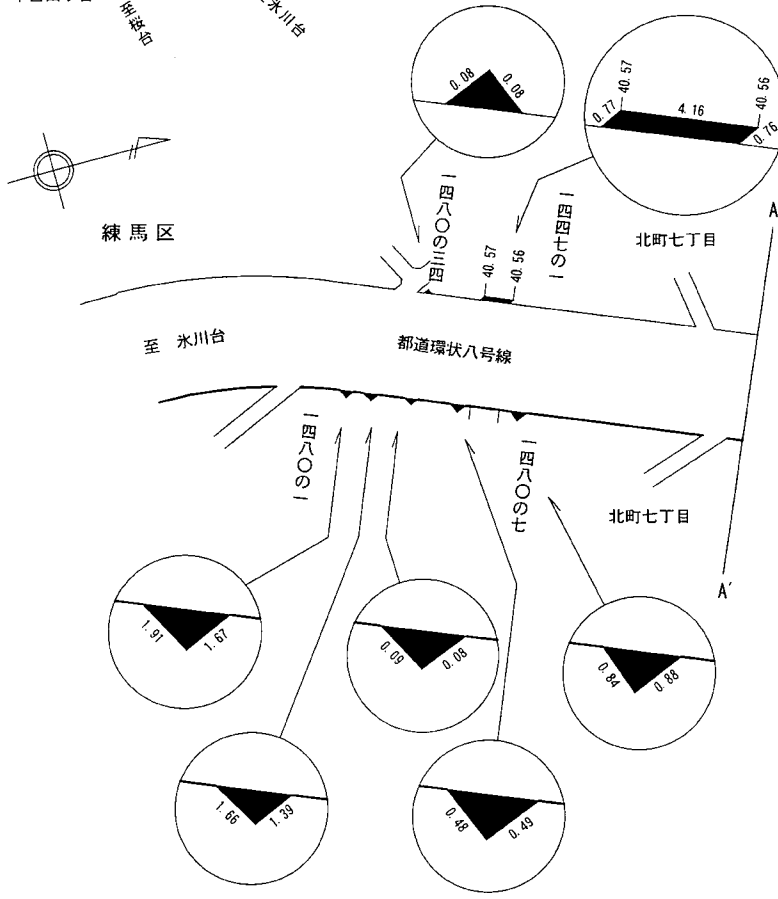
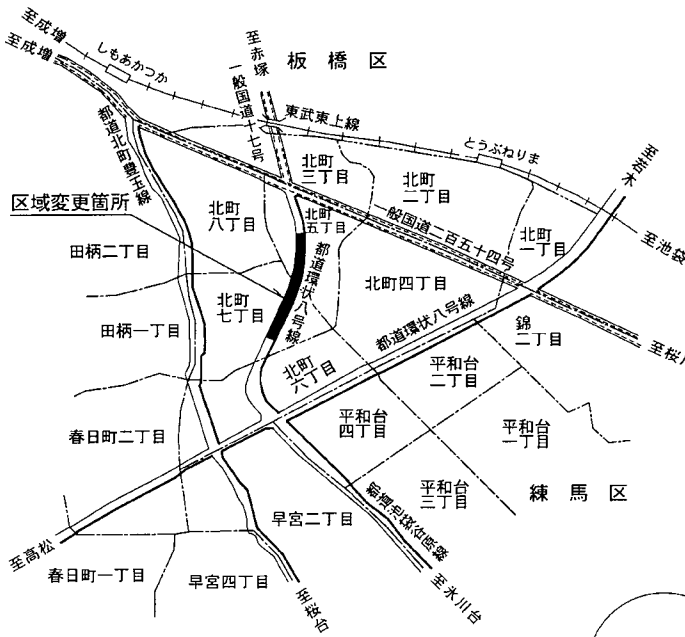
別図

都道環状八号線区域変更略図
練馬区北町七丁目～北町五丁目

●東京都告示第二百八十六号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項
の規定により、都道の区域を次のように変更する。

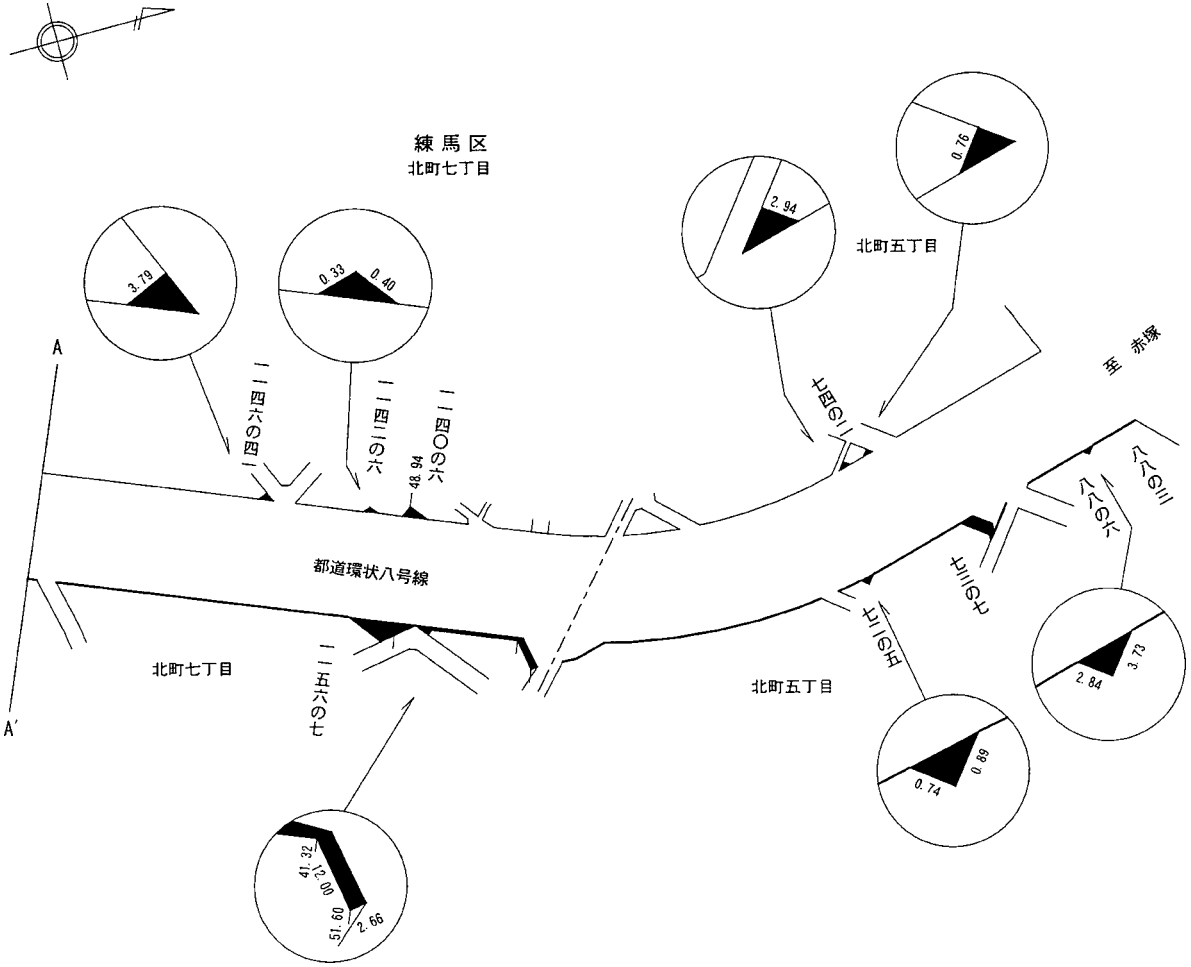


延長 一・二〇・五二メートル
面積 二七一・六六平方メートル



その関係図面は、令和二年三月九日から起算して二週間
東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
令和二年三月九日
東京都知事 小池百合子

- 一 路線名 環状八号
- 二 変更の区間 練馬区北町七丁目千四百八十番一地先から同区北町五丁目八十八番三地先まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり



●東京都告示第二百八十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年三月九日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和二年三月九日

東京都知事 小池 百合子

一 路線名 飯田橋石神井新座

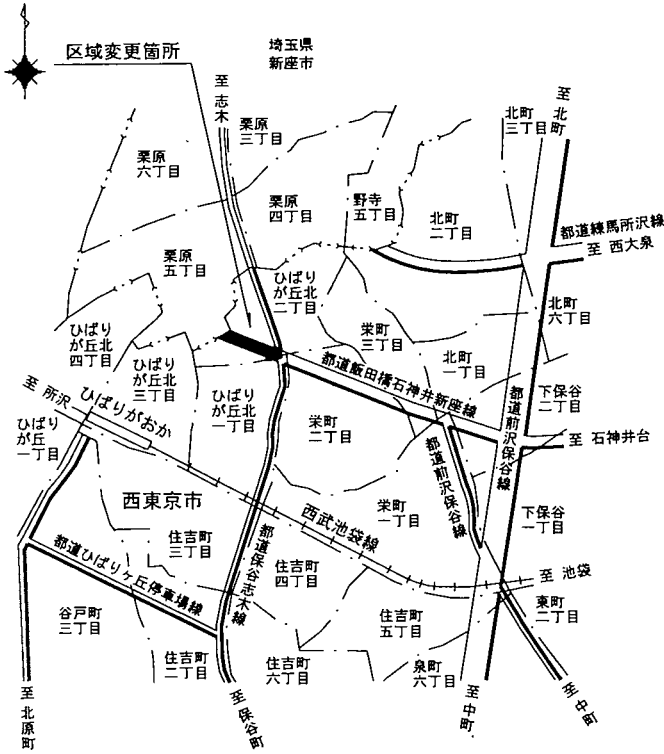
二 変更の区間 西東京市ひばりが丘北一丁目二千五百二十六番一地内から同市ひばりが丘北二丁目千五百二十五番十四地内まで

三 変更の概要 別図表示のとおり

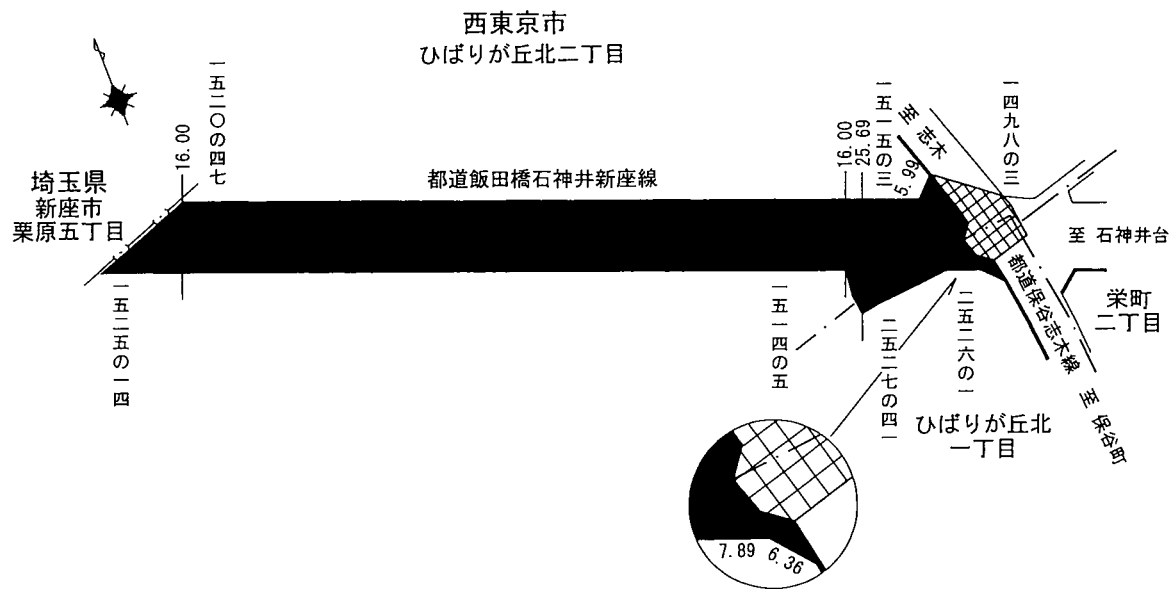
別図

都道飯田橋石神井新座線区域変更略図

西東京市ひばりが丘北一丁目～ひばりが丘北二丁目



- 都道 延長 二〇五・一五メートル
- 市道 延長 三、一三四・四五平方メートル
- 編入区域 面積 一九三・八五平方メートル
- 重用編入区域 (都道保谷志木線との重用編入) 延長 二二・一一メートル
- 面積 一九三・八五平方メートル



告示 (内水漁管)

●東京都内水面漁場管理委員会指示第一号

漁業法 (昭和二十四年法律第二百六十七号) 第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定に基づき、東京都の区域におけるコイ (マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。) の放流、持ち出し等について、次のとおり制限する。ただし、採捕したコイをその場で放流する場合を除く。

令和二年三月九日

東京都内水面漁場管理委員会

会長 安 永 勝 昭

(放流の制限)

一 東京都の区域の公共の用に供する水面及びこれと接続して一体を成す水面においては、公的研究機関が試験研究のために行う場合を除き、コイの放流を行ってはならない。

(持ち出しの禁止)

二 東京都の区域の公共の用に供する水面及びこれと接続して一体を成す水面においては、その水系からコイを持ち出してはならない。ただし、東京都内水面漁場管理委員会が承認する場合、東京都が疾病のための検査を行う場合及び焼却・埋却等処分を行う場合については、この限りではない。

(遺棄の禁止)

三 生死を問わず、東京都の区域の公共の用に供する水面及びこれと接続して一体を成す水面にコイを遺棄してはならない。

(有効期間)

四 この告示の有効期間は、令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までとする。

●東京都内水面漁場管理委員会指示第二号

令和二年度における第五種共同漁業に係る増殖方法及び増殖すべき量等について、漁業法 (昭和二十四年法律第二百六十七号) 第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和二年三月九日

東京都内水面漁場管理委員会

会長 安 永 勝 昭

漁業権者の住所及び名称	免許番号	魚種	放流量	一尾当たりの重量	産卵場造成	備考		
青海市御岳二丁目 333番地 奥多摩漁業協同組合 西多摩郡奥多摩町 氷川1733番地 氷川漁業協同組合	内共第1号	あゆ	1,750 kg	1~15 g				
		だじます	7,670 kg	100 g				
		やまめ	3,965 kg	100 g				
		稚魚	130,000 尾	2 g				
		卵	170,000 粒					
		いわな	115 kg	100 g				
		卵	10,000 粒					
		こい	25 kg	50 g		13箇所		
		おな				13箇所		
		うぐい				(1箇所10㎡以上)		
青梅市御岳二丁目 333番地 奥多摩漁業協同組合	内共第4号	あゆ	10 kg	15 g				
		だじます	250 kg	100 g				
		やまめ	200 kg	100 g				
		卵	10,000 粒					
		こい	5 kg	50 g		3箇所		
		おな				6箇所		
		うぐい				(1箇所10㎡以上)		
		あきる野市養沢 1311番地 秋川漁業協同組合	内共第2号	あゆ	1,700 kg	30~50 g		
				だじます	2,350 kg	1~7 g		
				やまめ	1,500 kg	100 g		
稚魚	7,200 kg			90 g				
卵	50,000 尾			2 g				
卵	131,500 粒							
こい	200 kg			20 g		18箇所		
おな						105箇所		
うぐい						(1箇所10㎡以上)		
おひかわ	75 kg			35 g		30箇所		
府中市府中町二丁目 25番地 多摩川漁業協同組合	内共第3号	あゆ	320 kg	25 g				
		こい	200 kg	200 g		8箇所		
		おな	200 kg	200 g		8箇所		
		うぐい	150 kg	50 g		8箇所		
		おひかわ	40 kg	40 g		(1箇所10㎡以上)		
		うなぎ	40 kg	25 g		5箇所		
		こい	180 kg	200 g		6箇所		
		うぐい	150 kg	50 g		(1箇所10㎡以上)		
		おひかわ	40 kg	40 g		6箇所		
		うなぎ	40 kg	25 g		4箇所		
府中市府中町二丁目 25番地 多摩川漁業協同組合	内共第5号	あゆ	1,000 kg	80 g				
		だじます	85 kg	1,700 g				
		やまめ	150 kg	100 g				
		稚魚	10,000 尾	2 g				
		卵	20,000 粒					
		こい	80 kg	200 g		10箇所		
		おな				(1箇所10㎡以上)		
		うぐい				5箇所		
		うなぎ	20 kg	40 g		(1箇所10㎡以上)		
		かじか						

漁業権者の住所及び名称	免許番号	魚種	放流量	一尾当たりの重量	産卵場造成	備考
西多摩郡奥多摩町 川野529番地 小川内漁業協同組合	内共第9号	だじます	350 kg	100 g		
		やまめ	125 kg	100 g		
		稚魚	10,000 尾	2 g		
		卵	10,000 粒			
		いわな	125 kg	150 g		
		稚魚	10,000 尾	2 g		
		こい				1箇所
		うぐい				(1箇所10㎡以上)
		だじます	60 kg	100 g		
		やまめ	40 kg	100 g		
江戸川区江戸川 四丁目16番地36 東京東部漁業協同組合	内共第10号	やまめ	10,000 尾	2 g		
		稚魚	10,000 尾	2 g		
		卵	10,000 粒			
		いわな	40 kg	150 g		
		稚魚	10,000 尾	2 g		
		こい				1箇所
		うぐい				(1箇所10㎡以上)
		やまめ	10,000 尾	2 g		
		卵	10,000 粒			
		いわな	0 尾	2 g		
内共第15号	こい	500 kg	25 g			
	おな	20 kg	25 g			
	うなぎ	0 尾	25 g			
	こい	1,400 kg	25 g			
	おな	60 kg	25 g			
	うなぎ					
	産卵場造成1箇所					
	産卵場造成1箇所					
	産卵場造成1箇所					
	産卵場造成1箇所					

注 こいについては、コイヘルペスウイルス病のまん延防止のため東京都内水面漁場管理委員会が発動した委員会指示(委員会指示第1号)に従い、種苗放流に係る指示は行わないこととする。

公告

特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新
について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十一条第二項の規定に基づき認定の有効期間を更新したので、同条第五項において準用する同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

令和二年三月九日

東京都知事 小池百合子

一 名称

特定非営利活動法人ファーストアクセス

二 代表者の氏名

大野 嘉久

三 主たる事務所の所在地

東京都中央区銀座一丁目十五番七号

四 更新された認定の有効期間

令和元年十月六日から令和六年十月五日まで

一 名称

特定非営利活動法人生態工房

二 代表者の氏名

安部 邦昭

三 主たる事務所の所在地

東京都武蔵野市吉祥寺本町四丁目九番地二十二号
フ

ラットK一〇一

四 更新された認定の有効期間

令和元年十月九日から令和六年十月八日まで

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和二年三月九日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

小平市小川町二丁目二千二十五番の一部

許可を受けた者の住所及び氏名

小平市小川町二丁目二千二十六番地の一
アンジュール青木合同会社
代表社員 青木 仁

西東京市栄町一丁目四百九十二番一及び五百十五番一の各一部

西東京市東伏見三丁目六番十九号
タクトホーム株式会社
代表取締役 小寺 一裕

小平市学園東町二丁目四十一番七十五の一部及び同番七十六

立川市錦町四丁目四番二号
株式会社朝商
代表取締役 榎本 和正

調布市西つじヶ丘四丁目三十七番八、同番八地先、同番九、同番十及び同番二十九

西東京市芝久保町四丁目二十六番三号
株式会社東栄住宅
代表取締役 西野 弘

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

